

2019年 6月 28日

お客さま 各位

株式会社 琉球銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の一部改定に係るお知らせ

平素より、琉球銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、今般金融機関におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が増しており、金融庁も金融機関におけるマネー・ローンダリング対策の指針となる「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を2018年2月に公表いたしました。

当行では、以上の事情を鑑み、下記の通り預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 対象となる規定

- ・普通預金規定

2. 改定内容

以下の条項を新設、追加、変更いたします。また、改定後の預金規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

「取引の制限等」に関する条項の新設

13. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。在留資格または在留期間に変更や更新があった場合も同様とします。届出のあった在留期間が満了する日までに在留期間更新の届出がない場合は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 当行は、第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、その他の手段により当行が把握した預金者の情報、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当行が認めた場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引その他当行と預金者の間で行われる取引（次に掲げる取引が含まれますが、これに限りません）の一部を制限する場合があります。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

「解約等」条項における一部追加および変更（下線部を追加・変更いたします。）

14. (解約等)

- (1) 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が認める場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項で定める各種確認に対する回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認める場合
 - ⑥ 第13条に定める取引の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 前6号のいずれかに該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) ~ (5) 省略

「変更等」に関する条項の新設

17. (変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、(民法548条の4の規定に基づき)変更されることがあります。この場合、当行は店頭表示その他相当の方法で変更の内容を公表することとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

3. 改定日

2019年10月1日

4. その他

改定後の普通預金規定は、当行ホームページからも確認できます。

以上

(お問い合わせ) 事務統括部事務企画課 電話：098-860-7888、リスク統括部コンプライアンス室 電話：098-860-3186